

備前市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(H17.4.2~H18.4.1)

区分	採用	退職	計
一般行政職	3	16	△ 13
技能労務職	4	4	0
福祉職	3	2	1
医師	2	3	△ 1
医療技術職	7	3	4
看護・保健職	11	2	9
教育職	0	1	△ 1
合計	30	31	△ 1

(2) 部門別職員数の状況

区 部 門	区 分 部 門	職 員 数 (人)				対 前 年 増 減 数 (人)			
		平15	平16	平17	平18	平15	平16	平17	平18
一 般 行 政 部 門	議 会	10	9	7	6	0	△ 1	△ 2	△ 1
	総 務	100	110	109	99	△ 4	10	△ 1	△ 10
	税 務	28	28	26	25	△ 1	0	△ 2	△ 1
	民 生	105	104	98	102	0	△ 1	△ 6	4
	衛 生	59	58	61	62	△ 1	△ 1	3	1
	労 働	2	1	1	0	0	△ 1	0	△ 1
	農 水	20	18	18	20	△ 1	△ 2	0	2
	商 工	11	10	11	9	0	△ 1	1	△ 2
	土 木	25	24	27	25	△ 1	△ 1	3	△ 2
	小 計	360	362	358	348	△ 8	2	△ 4	△ 10
	教 育	120	113	103	100	3	△ 7	△ 10	△ 3
	普通会計	480	475	461	448	△ 5	△ 5	△ 14	△ 13
公 部 営 企 業 等	病 院	234	224	232	249	2	△ 10	8	17
	下 水 道	23	19	18	18	1	△ 4	△ 1	0
	水 道	30	30	28	27	0	0	△ 2	△ 1
	そ の 他	26	26	23	19	△ 1	0	△ 3	△ 4
		小 計	313	299	301	313	2	△ 14	2
	合 計	793	774	762	761	△ 3	△ 19	△ 12	△ 1

(3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、合併協議会における職員削減計画に基づき数値目標を設定しています。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数762人を基準とし、9年間で77人(△10.1%)の削減により平成26年4月1日における職員数を685人以内とすることを数値目標としています。

【年次別推進目標】

(各年4月1日 単位：人)

区分	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	合計	増減率
退職予定者		△ 28	△ 5	△ 13	△ 18	△ 24	△ 31	△ 23	△ 24	△ 29	△ 195	
採用予定者		32	2	5	11	9	17	14	13	15	118	
職員数	762	766	763	755	748	733	719	710	699	685	△ 77	△ 10. 1
行政部門	461	447	444	437	430	417	403	394	383	369	△ 92	△ 20. 0
企業等部門	301	319	319	318	318	316	316	316	316	316	15	5. 0
病院	232	251	251	251	251	251	251	251	251	251	19	8. 2
水道	28	27	27	26	26	26	26	26	26	26	△ 2	△ 7. 1
下水道	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	△ 1	△ 5. 6
その他	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	△ 1	△ 4. 3

2. 職員の給与の状況

備前市の給与・定員管理等(平成18年9月公表)を参照ください。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成18年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	15分×2回

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況(平成17年4月1日現在)

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年に20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○一般職員の平均取得日数

平成17年中の平均取得日数	平成16年中の平均取得日数
6.6日	7.0日

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める日又は時間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
結婚の場合	職員が結婚するときは5日、1親等の親族が結婚するときは、2日、2親等の親族が結婚するときは、1日を超えない範囲内で市長の定める期間内におけるその都度必要と認める日又は時間
8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に 出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

事 由	期 間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の必要と認める時間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	市長が定める期間内における2日を超えない範囲内で必要と認める日
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
生理日の就業が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内において必要な日又は時間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた連続する日数の範囲内の期間
父母及び配偶者の法要の場合	1日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途中における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間
市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	必要と認める日又は時間
地方公務員法第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画実施に伴い必要と認める日又は時間
その他任命権者が必要と認める場合	必要と認める日又は時間

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成17年度)

(1)分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	3	0	3

(2)懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	0	0	0

5. 職員の服務状況

○職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H17.4.1	職員の服務義務遵守及び綱紀の保持について(通達)
H17.4.1	時間外勤務の縮減について(通達)
H17.4.1	市長選挙における職員の服務義務規律の確保について(通達)
H17.6.1	省エネルギー運動の徹底について(通知)
H17.7.14	綱紀の保持について
H17.8.12	衆議院議員選挙における職員の服務規律の確保について(通達)
H17.12.1	年末年始における綱紀の保持について

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

○階層別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	3	5	5/11~13.16.17
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	3	2	12/14.15
現任1部研修	採用3年目の職員	6	2	5/30.31 6/2.3
現任2部研修	採用5年目の職員	9	2	6/13.14 21.22
現任3部研修	採用7年目の職員	3	2	6/27.28 30.7/1
新任係長研修	新任係長級職員	10	2	7/11.12 13.14
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	8	2	7/21.22
新任課長研修	新任課長級職員	8	2	7/28.29

○専門・特別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
パソコン研修	23	1~3	
パソコン研修(エクセル)	5	2	5/17.18 19.20 23.24
パソコン研修(ワード)	7	1	5/25.26.27
パソコン研修(アクセス)	2	2	11/1.2 8.9
パソコン研修(パワーポイント)	8	2	11/17.18 21.22
パソコン研修(トラブル解決)	1	3	11/28~30
法制執務初任者研修	5	3	6/7~6/9
研修担当者研修	1	1	5/25
個人情報保護法の基本とその運用研修	13	1	7/19
民法基礎講座研修	4	3	8/2~4
地方自治法・地方公務員法の基礎講座	3	3	8/8~10
税務初任者研修	2	3	8/29~31
新不動産登記法実務上の注意点研修	3	1	9/2
接遇研修	5	1	8/22
管理監督者のための職場のメンタルヘルス研修	2	1	9/29
徴税事務初任者研修	2	2	9/26.27
行政とNPOとの協働研修	2	2	10/17.18
指定管理者制度研修	4	1	10/4
人権と行政研修	1	2	10/13.14
CS・クレーム対応研修	2	1	12/2

○市単独研修

研 修 名	対象職員	受講者数(人)	研修時間数	研修開催日
新規採用職員研修会	新規採用職員	3	5hr	4/7
公務員倫理と危機管理(研修センター出前講座)	係長以上	156	2hr×2回	6/14
メンタルヘルス研修	所属長	58	1.5hr	6/2
職員人権問題研修会	全職員	276	2hr×2日	8/24,25
接遇研修	主任級以下	176	1hr×2回	9/1
勤務評定者研修	係長以上	209	7hr×5日	11/14~18
クレーム対応研修	主任級以下	94	3hr×2回	1/31
男女共同参画社会講座	全職員	186	1.5hr×2回	2/14
共済年金制度に関する研修会	全職種50歳以上	63	1.5hr	2/24

○専門技術研修(岡山県建設技術センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
都市計画全般研修	3	1	6/20
用地・前期第1次(初級)研修	1	4	5/16~5/19
下水道事業(初級)研修	1	1	5/27
用地・前期第2次(初級)研修	1	4	6/6~6/9
請負契約実務研修	1	1	6/28
アスファルト舗装技術研修	1	2	8/2~8/3
コンクリートの施行技術研修	1	1	8/23
土木工事監督者Ⅰ研修	1	1	7/1
災害復旧事業研修	1	2	7/5~7/6
災害査定研修	1	1	7/25
農業土木設計・施工管理(専門)研修	2	2	11/15~11/16

○国内視察研修

研 修 目 的	視 察 先	視察者数(人)
幼保一元化に向けての先進地視察	和歌山県白浜町 和歌山県大地町	4
保・幼・小・地域の連携など幼保一元化先進地視察	兵庫県神戸市	5

○市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)
専門実務研修過程「広報広聴」	広報広聴担当職員	1	10

(2)勤務成績の評定の状況

実施時期	評 定 方 法
2月1日	・成績、能力、姿勢の14効果要素に基づき、評価の偏りを防ぐため、2段階評定による能力成績主義評定を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断を実施しています。

○健康診断等受診状況

受診項目	受診者数(延人数:人)
一般健康診断(一式)	475
心電図検査	399
血液検査(一式)	427
C型肝炎ウイルス検査	29
胃部間接撮影	43

※この他にも職員の健康管理に関する専門的技術を必要とする相談業務を実施しています。(H17.10月から)

○福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山市町村職員共済組合、岡山市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われている。

(2) 公務災害の発生状況 (単位:件)

公務災害 発生件数(件)	通勤災害 発生件数(件)	合計(件)
7	5	12

(3) 公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、備前市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

○勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

○不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし